

国住指第4540号
平成27年3月2日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

指定構造計算適合性判定機関指定準則の制定について

平成26年6月4日に建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）が公布され、平成27年6月1日に施行されるに当たり、別添のとおり指定構造計算適合性判定機関指定準則を制定したので通知する。

貴職におかれては、指定構造計算適合性判定機関の指定に当たっては、業務の公正・中立性の確保及び適確な実施が図られるよう、本準則を踏まえ適切に審査されたい。また、貴職指定の指定構造計算適合性判定機関に対しても、本準則について周知するとともに、構造計算適合性判定の業務の適確な実施が図られるよう指定後においても適切に指導されたい。

なお、各地方整備局等及び改正法の施行後に国土交通大臣の指定となる見込みの指定構造計算適合性判定機関に対しても、本準則について通知していることを申し添える。